

質 疑

マイナ保険証の利用促進等について

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ご説明をいただきましたが、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。はい。長島委員、お願ひいたします。

○長島公之委員（日本医師会常任理事）

ありがとうございます。スマートフォンへのマイナ保険証の搭載は、患者・国民にとって利便性が向上することに加えて、マイナポータルへのログインし、自分の医療情報を把握するのが大幅に簡単になるという大きなメリットがありますので、大いに推進すべきであります。

ただし、以前から繰り返し申し上げてますが、スピード感は重要ですが、拙速に進めて国民や医療現場に混乱や不信を招いては、かえって大きなブレーキとなります。

スマホへのマイナ保険証利用に関しても、混乱や負担ができるだけ少なくするために注意すべき点がいくつかあります。

まず、9月19日からスマホ利用がシステム上は可能となるとしても、対応できる医療機関が増えるには一定の期間がかかりますので、当面の間は、実際に対応できる医療機関は全国でもごく一部であると思われます。このことをしっかりと 국민に周知する必要があります。

次に、スマホに対応できる医療機関であっても、何らかの事情で読み取りに失敗した場合、その場でマイナポータル画面にログインし、確認することとなっておりますが、そのときにログインした方がご本人なのか、また表示されたマイナポータル画面が真正なものであるのか。ここに関しては、例えばマイナ保険証と、ほかの身分証明書などで確認をしないと医療機関ではすぐには確認できません。こうした手間や混乱は、患者や医療機関に大きな負担となります。

したがって、初めてスマホ搭載のマイナ保険証を利用する場合は、スマホだけではなく、必ず実物のマイナ保険証を持参していただくことが重要です。

また、患者がマイナ保険証をスマートフォンに搭載させるには、それなりに手間がかかりますが、その手続きの説明やお手伝いを医療機関の窓口で行うとなれば、これも大変、大きな負担、混乱になってしまいます。

したがいまして、スマホを利用される患者さんについては、必ず来院する前に手続きを済ませていただくことが重要です。

さらに、医療現場に実際にこの仕組みを導入する手順やシステムがうまくいかなかつた場合の対応については、国がわかりやすい資料を提供するとともに、相談窓口の設置が重要と考えます。以上については、実際の運用に当たり、円滑に普及するためには極めて重要なことであります。国の責任において、丁寧に確実に周知していただく必要があります。

また、保険者の皆さまには、被保険者の皆さまに周知と支援をぜひお願いしたいと思います。

最後に、オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダーや資格確認端末については、早期に導入した医療機関・薬局では、保守期限が残り1年程度となっており、今後、これらの機器を更新する必要が生じます。その場合、さまざまな費用や業務負担が想像されます。

今後、円滑かつ適切に医療提供を継続するためには、保守期限の終了や機器の故障などにより、オンライン資格確認ができない事態は避けなければなりません。

そこで、国に対し、機器更新の費用等に対して十分な補助を行うこと。関連業者、業界に適切に対応することをしっかりと働きかけることを望みます。私からは以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、ありがとうございました。ほかには、はい。松本委員、お願いいいたします。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

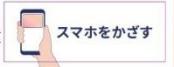
はい、ありがとうございます。今、長島さんのはうからですね、非常に懸念事項とか対応について詳しく説明いただきましたんで、1点だけ、私からも。

**スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備
(医療機関・薬局側での対応)**

本年9月19日（予定）から、スマートフォンでのマイナ保険証の読み取りに関するオンライン資格確認システムの機能を開放。スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に向けて、医療機関・薬局と患者側双方の環境整備を推進・支援していく。

医療機関・薬局側の対応

- 顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーの購入
→8/29よりECサイト（Amazonビジネス）の専用ページ開設。各医療機関・薬局向けに発行されたクーポンを利用し、申請手続なく1/2補助（補助上限7,000円）で割引後の価格で購入可。診療所・薬局は1台、病院は3台まで補助対象。
※接続にUSBケーブルやUSBハブが必要な場合は、CRの台数に応じた数が補助対象（CRとセットで購入）
※キヤノン製の顔認証付きカードリーダーを導入している場合は、汎用カードリーダーは設置不要
- 汎用カードリーダーと資格確認端末（PC）との接続
※医療機関・薬局でのシステム改修や、顔認証付きカードリーダーの買い替えは不要
- 窓口での受付環境の整備
→患者にとってスマホをかざす位置が分かりやすくなるよう、
 - ・顔認証付きカードリーダーの近くに汎用カードリーダーの設置
 - ・スマホをかざす場所を示すステッカーの活用 を推奨
→スマートフォン対応施設であることを患者が確認できるステッカーの掲示




※何らかの事由でスマートフォンでのオンライン資格確認ができない場合、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで資格確認を行う。（要告示改正）

5ページにありますけども、オンライン資格確認システム機能の開放は9月19日の予定ですと。

一方で、下に汎用カードリーダーの購入、ECサイトのオープンは8月29と書いてありますので、非常に時間がない。この辺についてですね、医療機関ならびに、こういったものを購入する業者、それと、先ほど、われわれも、「保険者も」とありましたけども、その辺はやっぱり、トータル的にですね、しっかり丁寧な周知をしないと。

「行ったけど駄目だったな」ということになってしまふと、またこう、評判が落ちてしまうということになりかねませんので、その辺については、われわれもですけども、やはり統一的なですね、マテリアルで周知することが必要かと思いますんで、それについては厚労省のほうで、よろしくお願ひしたいということを私からもお願ひをしたいと思います。ありがとうございました。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、ありがとうございました。はい。それでは、大杉委員、お願ひいたします。

○大杉和司委員（日本歯科医師会常務理事）

はい。今、長島委員から、ほぼほぼ全てのご発言がありましたけれども、私からも。

スマートフォンによる方策が増えることは便利になり、大変良いことだと思いますけれども、実証事業の中でもありましたけれども、小規模な歯科診療所などでは人材を窓口に配置することもできず、窓口にて患者さんの対応に手を取られると、本来の診療時間に支障をきたします。

国民の方々に、できるだけわかりやすく、使い方、使用方法等を周知・広報していただきたいと思います。要望になりますけれども、よろしくお願ひします。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

続きまして、森委員、お願ひいたします。

○森昌平委員（日本薬剤師会副会長）

はい、ありがとうございます。長島委員、大杉委員と重複する点もあるんですけども、9月18日までにですね、全ての薬局・医療機関で汎用カードリーダーの購入、準備などができるわけではありません。

また、先ほどありましたけども、顔認証付きカードリーダーですけど、来年に保守期限を迎えて入れ替えがもう迫っている中で、正直、躊躇するところも出てくるんじゃないかなというふうに考えています。そうなるとですね、スマホに対応できる医療機関・薬局、対応できない医療機関・薬局が混在することになってですね、現場でのトラブル、または国民が混乱するというふうに思ってます。

また、普段かかっている医療機関・薬局がスマホ対応でもですね、急にお腹が痛くなったりとかですね、今日は職場の近くなんでお宅の近くのいつもの薬局に行けないこともありますので、ぜひ、国の、保険者も含めてマイナ保険証の携帯もですね、するような、必要な注意に関しては十分に周知をいただきたいというふうに思います。以上です。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ありがとうございました。ほかは、よろしいですか。

はい。それでは、特にほかにご質問等ないようでしたら、本件に係る質疑はこのあたりとしたいと思います。

12時半になってしまいましたけど、引き続き審議を続けます。

5. 資格確認方法の所要の見直しについて (諮問)

説明

諮詢について

中医協 総 - 5 7 . 8 . 2 7
厚生労働省発保 0827 第1号 令和 7 年 8 月 27 日
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 殿
厚生労働大臣 福岡 賀廣
諮詢書
(スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて)
健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項（船員保険法第 54 条第 2 項及び第 58 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき、スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。
なお、答申に当たっては、別紙「マイナ保険証の利用促進等について」（令和 7 年 8 月 27 日第 615 回中央社会保険医療協議会総会資料総一 4）に基づき行っていただくよう求めます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

続きまして、「スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて（諮詢）」を議題といたします。本日、厚生労働大臣より諮詢がなされておりますので、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○厚労省保険局保険企画調査室・吉田拓野室長

はい。保険企画調査室長でございます。資料「総一 5」をご覧ください。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて

中央社会保険医療協議会会長に対し、厚生労働大臣より諮問がされております。

健康保険法第 82 条第 1 項その他関係法令の規定に基づき、スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて、貴会の意見を求める。

別紙

「マイナ保険証の利用促進等について」（令和7年8月27日第615回中央社会保険医療協議会総会資料総-4）（抄）

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備
(資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れず
マイナ保険証で資格確認が行えなかった場合については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示することで
資格確認を行う。

なお、答申に当たっては、別紙「総-4 マイナ保険証の利用促進等について」に基づき行っていただくよう求めます。以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ありがとうございました。ただいま諮詢を受けましたが、この件につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この諮詢を受けまして、本件につきまして、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

そこで、「個別改定項目について」を議題といたします。

6. 個別改定項目について

説明

令和6年厚労省告示の改正案について

個別改定項目について

中医協 総-6-1

7 . 8 . 2 7

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う
資格確認方法の所要の見直しについて

第1 基本的な考え方

スマートフォンでのマイナ保険証の利用が令和7年9月から開始されることに伴い、当該方法により資格確認が実施できなかった場合の資格確認方法を定めるため、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

- 保険医療機関等が、電子資格確認により患者の療養の給付を受ける資格を確認できない場合の資格確認方法については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年厚生労働省告示第351号）において規定しているところ、スマートフォンでのマイナ保険証利用により資格確認が実施できなかった場合には、その場で、患者の提示するスマートフォンを用いて、マイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報により確認することを新たな資格確認方法として追加する。

改 定 案	現 行
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。
一 （略）	一 （略）
二 （略）	二 （略）

1

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ただいま諮詢のございました「スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて」に関しまして、引き続き議論を進めてまいりたいと思います。事務局より個別改定項目について、いわゆる「短冊」でございますが、この短冊につきまして説明をお願いいたします。

○厚労省保険局保険企画調査室・吉田拓野室長

はい。保険医療企画調査室長でございます。先ほど諮詢いたしました事項について改正案をご説明いたします。

中医協 総－6－2
7 . 8 . 2 7

補足資料

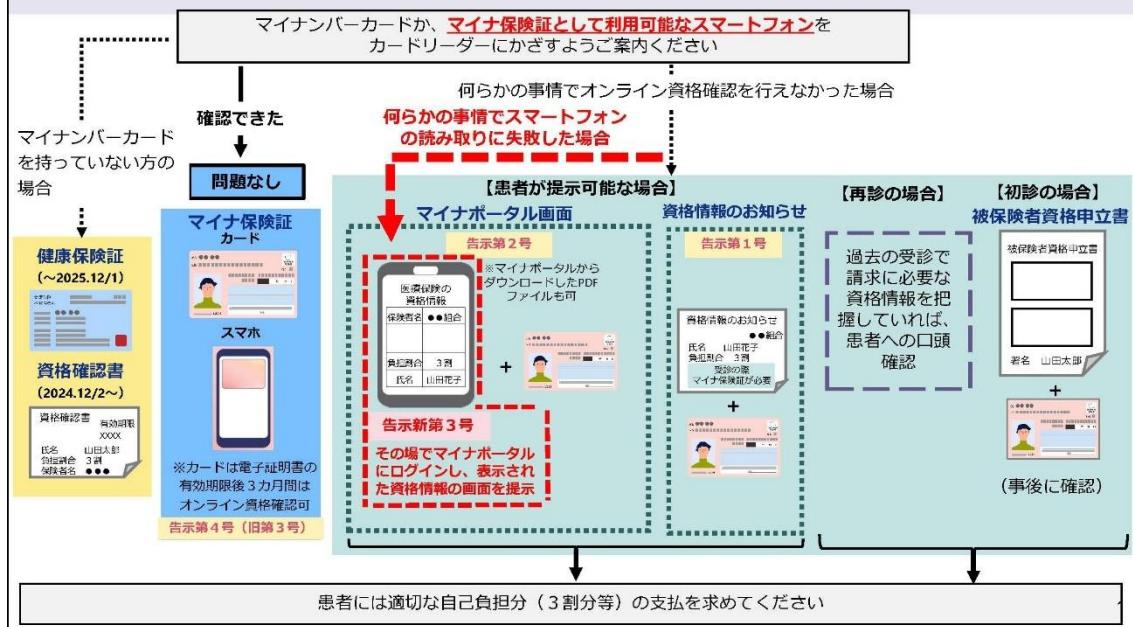
スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う
資格確認方法の所要の見直しについて

まず、すいません、「総－6－2 補足資料」のほうをご覧いただければと思います。

こちらは、先ほどの「総－4」の資料に、それぞれの資格確認方法が法令上どこに規定されているかを追記したものでございます。

スマートフォンでのマイナ保険証の利用に向けた環境整備 (資格確認方法)

何らかの事情によりスマートフォンのマイナンバーカードが読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合について、**その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示**することで資格確認を行う。



今回の質問でございますけれども、

先ほど事務局より説明のあった資料中央の赤枠で囲われた部分、これを新たに法令に定めるために行つたものとなっております。

現行の医療機関等における資格確認方法に関する規定

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）(抄)

(受給資格の確認等)

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)

二 患者の提出し、又は提示する資格確認書

三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、
保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得
した直近の当該情報を確認する方法(当該患者が当該保険医療機関から療養の給付(居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限
る。)を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。)

四 その他厚生労働大臣が定める方法

2～4 (略)

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年厚生労働省令第351号）

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確
認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。

一 患者の提示する個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。)及び資格情報通知書(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十一条の三第一項、船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第二十条第一項に規定する資
格情報通知書をいう。)

二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被
扶養者の資格に係る情報が記録されたもの

三 保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。)又は指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に
規定する指定訪問看護事業者をいう。)並びに利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四
年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明
書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記
録された利用者証明利用者検証符号(同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)に対応する利用者証明利用者符号(同項に規定する
利用者証明利用者符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方
法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、保険者から回答を受ける
ことによりその資格を確認する方法

個別改定項目について

中医協 総－6－1
7 . 8 . 2 7

スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う 資格確認方法の所要の見直しについて

第1 基本的な考え方

スマートフォンでのマイナ保険証の利用が令和7年9月から開始されることに伴い、当該方法により資格確認が実施できなかった場合の資格確認方法を定めるため、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

- 保険医療機関等が、電子資格確認により患者の療養の給付を受ける資格を確認できない場合の資格確認方法については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和6年厚生労働省告示第351号）において規定しているところ、スマートフォンでのマイナ保険証利用により資格確認が実施できなかった場合には、その場で、患者の提示するスマートフォンを用いて、マイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報により確認することを新たな資格確認方法として追加する。

改 定 案	現 行
保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 (略)	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一 (略) 二 (略)

<p><u>三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報</u></p> <p><u>四 （略）</u></p>	（新設）
	<u>三 （略）</u>

※ その他、所要の改正を行う。

「第2」の所が具体的な改正内容となっておりまして、保険医療機関等が電子資格確認により資格を確認できない場合の資格確認方法を規定する告示となっておりますけれども、

こちらのほう、2ページのほうをおめくりいただきまして左側の「改定案」の欄にありますとおり、第三号を新設するものとなります。

説明は以上でございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ご質問もないようですので、このあと、休憩を差し挟みまして「答申について」を追加議題としたいと思うんですが、いかがでしょうか。

はい。それでは、ここでいったん休憩といたします。休憩中に事務局は答申案を各委員に配付していただいて、その上で、1号側委員、2号側委員の皆さんには、ご確認をお願いいたします。

その後に会議を再開いたしまして、「答申について」を議題として、ご議論いただくようにしたいと思います。ということで休憩に入ります。よろしくお願ひいたします。

○厚労省担当者

事務局でございます。追加資料の準備が整い次第、総会を再開させていただきますので、いったん休憩とさせていただきます。

なお、オンライン参加の委員の皆さまは、Zoomからサインアウトする必要はございませんので、ご注意ください。それでは、いったん休憩とさせていただきます。

▼ 休憩 12:35～12:39

7. 答申について

説明

答申書案について

○厚労省担当者

厚生労働省事務局でございます。会場の皆さま、配信をご覧の皆さまにご連絡いたします。まもなく準備が整いますが、休憩の間に事務局が準備した追加資料については厚生労働省ホームページの掲載作業を済ませております。

ただし、実際にホームページに掲載されるまでの間に若干のタイムラグがあるので、ご容赦ください。では、まもなく再開となりますので、皆さま、ご準備をお願いいたします。はい。準備が整いました。小塩会長、よろしくお願ひいたします。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい。それでは、「答申について」を議題といたします。「スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて」につきましては、本日8月27日に厚生労働大臣から諮詢されました。

そこで、これまでの中医協における議論の成果を踏まえて、答申書案が提出されております。内容につきまして事務局より補足することなど、ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○厚労省保険局保険医療企画調査室・吉田拓野室長

はい、保険医療企画調査室長でございます。資料「総一7」と「別紙」を追加でお配りしております。「総一7」が答申書のかがみとなっております。

本日付けにて、中央社会保険医療協議会会長から厚生労働大臣宛ての答申となっております。

「別紙」が告示の改正案でございます。

中 医 協 總 - 7
7 . 8 . 2 7

令和 7 年 8 月 27 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

中央社会保険医療協議会
会長 小塩 隆士

答申書
(スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて)

令和 7 年 8 月 27 日付け厚生労働省発保 0827 第 1 号をもって諮問のあった件について、別紙の改正案を答申する。

別紙

保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法（令和六年厚生労働省告示第三百五十一号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第三条第一項第四号、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第三条第一項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第八条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は、当分の間、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。
一 患者の提示する個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号及び第四号において同じ。）及び資格情報通知書（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十一条の三第二項、船員保險法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第二十条第一項に規定する資格情報通知書をいう。）	一 患者の提示する個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）及び資格情報通知書（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十一条の三第一項、船員保險法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第二十条第一項に規定する資格情報通知書をいう。）	一 患者の提示する個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）及び資格情報通知書（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十一条の三第一項、船員保險法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十条の三第一項、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の三第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第二十条第一項に規定する資格情報通知書をいう。）
二 患者の提示する個人番号カード及び情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）を通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの	二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの	二 患者の提示する個人番号カード及び番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの

三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年四月一日施行））

新設

四、保險團體機關等（衛康保險社第六十三條第三項第一号に規定する保険会員の機関又は保険運営者）。又は前二項に該する。

する保険医療機関又は保険薬局をいう。又は指定訪問看護事業者を業者（同法第八十九条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間にるものについて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行つた上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報と含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

三 保險因病機関等（衛生保険法第六十三条第三項第一号に規定する医師又は医師監督者等）。

する保険医療機関又は保険薬局をいう。」又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三ヶ月を経過した日までの間にあるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険料金に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。

答申をいただきましたら、告示の公布に向けて事務的な作業を進めさせていただきたいと考えております。以上となります。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、ありがとうございました。

質 疑

答申書案について

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

これを受けて、1号側委員、それから、2号側委員の代表から、もし、ご意見等、ご発言等ございましたら、よろしくお願ひいたしますが、いかがでしょうか。はい、松本委員、お願ひいたします。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

まず、コメントをする前に、ちょっと1点確認なんですが、先ほど見せていただいた短冊ですね。

<p><u>三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報</u></p> <p>四 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>三 （略）</p>
---	--------------------------

※ その他、所要の改正を行う。

短冊に書いてあるアンダーラインの項目と、今回いただいている所の項目の関係が、ちょっと私、わかりかねてるんですけども、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい。事務局いかがでしょうか。アンダーラインの所ですね。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい。短冊の3項（ママ）ですかね。引いていただいてると、今回、ナンバー2項（ママ）ですかね。

○厚労省保険局保険医療企画調査室・吉田拓野室長

はい。保険医療企画調査室長でございますが、まず「総-6-1」の所で、

2ページ目の所に、一番（下の）、四角の下の所に「その他、所要の改正を行う」というふうに書いてございまして、

今回のその改正案のところにつきましては、まず三号の追加というのが今回、特に中身のある改正としてお示しをしておるものでございますけれども、そのほかに・・・、

少々、お待ちください。

三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第一号）に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

（平成十四年法律第二百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報

四 保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間に於けるものについて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に對応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行つた上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

（新設）

三

保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三月を経過した日までの間に於けるものについて、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行つた上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

はい。大変失礼いたしました。

大変、形式的な修正にはなるんすけれども、委員がおっしゃられているのは、四号のほうに下線が引いてあるということについて、ということでございましょうか？

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

松本委員、いかがですか。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい。「総－6－1」のですね、2ページ目の所に、3項（ママ）と、具体的にアンダーラインを引いて書いていただいている内容と、

<p>三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報</p> <p>四 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>三 （略）</p>
--	--------------------------

※ その他、所要の改正を行う。

今回いただいた答申書に書いてあるアンダーラインの内容の関係がちょっと私、わかりりかねるので、いや、記載上、こうなんですよということで、ご説明いただければ納得できるのかもしれませんので、ちょっと、そこをお願いしたいということなんですけど。

○厚労省保険局保険医療企画調査室・吉田拓野室長

失礼いたしました。保険医療企画調査室長でございます。「総－6－1」の2ページ目に記載をしております、その漢数字「三」の下線が引いてある所と、

今回、答申書の案の「別紙」の中で、一番最終のページにあります三号の所の下線部が同じものということになります。

その他については、形式的な修正は施しております。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

アンダーラインを引いたもの同士が同じものであるということですか？ 今のご説明は。

○厚労省保険局保険医療企画調査室・吉田拓野室長

はい。そのようになります。

○小塙隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい。長島委員。

○長島公之委員（日本医師会常任理事）

今の点の確認なんんですけど、この「総一7」のほうの一番最後のページで、上の「三」は、こちら側の項目についての「三」に全く一致している。

三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報

四 保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であつて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して三ヶ月を経過した日までの間にあるものについて、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行つた上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法

三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号口に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報

四 （略）

※ その他、所要の改正を行う。

一方、「四」の所にも、例えば、「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」などの所に線が引いてあるので、

たぶん、これは、スマホにも掲載されるので、また個人番号カードというのを明確化しなければいけないので、ここが追加されたので線が引いてあるんだと思いますが、そういう理解でいいんですか？

○厚労省保険局保険医療企画調査室・吉田拓野室長

保険医療企画調査室長でございます。そのとおりでございます。ありがとうございます。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ご指摘ありがとうございます。ということで、いかがでしょうか。松本委員。

○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい。混乱させて申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、ありがとうございます。それでは、ご了解いただいたというふうに理解させていただきます。

それでは、2号側委員はいかがでしょうか。長島委員、お願いいいたします。

ごめんなさい。江澤委員、お願いいいたします。

○江澤和彦委員（日本医師会常任理事）

はい。診療側を代表いたしまして、本件の答申につきましては、異論ございません。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

はい、ありがとうございました。それでは、この答申書をもちまして、中医協から答申を行うということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、事務局におかれましては、答申書の正本をご準備、お願いいいたします。

本日は、私より間局長に答申書をお渡ししたいと思います。

○厚労省担当者

会場の報道関係者の皆さまにご連絡します。答申書の受け渡しの様子は前に出て撮影していただけますので、どうぞテーブルの中にお越しください。

(答申書手交)

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

どうもありがとうございました。それでは、間局長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

○厚労省保険局・間隆一郎局長

はい。保険局長でございます。小塩会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、日頃から厚生労働行政、とりわけ医療保険行政に関しまして、ご指導をいただいておりますことを、この場をお借りしまして改めて心から感謝申し上げます。

ただいま、「スマートフォンでのマイナ保険証の利用開始に伴う資格確認方法の所要の見直しについて」の答申を頂戴いたしました。答申を取りまとめいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

厚生労働省といたしましては、関係者の皆さまのご協力をいただきながら、引き続きマイナ保険証の利用環境の整備にしっかりと取り組んでまいる所存でございます。この答申に基づき、速やかに告示の準備を行う予定です。本日は誠にありがとうございました。

○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所特任教授）

ありがとうございました。私のほうからも本日、非常に短い間にご議論を精力的にしていただきました委員の方々にお礼を厚く申し上げます。ありがとうございました。

以上で、「答申について」の議題は終了いたします。本日の議題は以上です。次回の日程につきましては、追って事務局より、ご連絡いたします。

それでは、本日の総会はこれにて閉会といたします。長時間、どうもありがとうございました。

(配信終了)